

# アメリカにおける移住労働者の労働条件と H-2B プログラム

中 島 醸

## 要 旨

アメリカでは、高技能職以外の職種を対象とした短期就労ビザ制度が H-2B プログラムとして制定されている。この H-2B プログラムの下で働く移住労働者の労働環境の問題点が NPO や研究者、政府機関から指摘されてきた。本稿は、H-2B プログラムの下で働く移住労働者が直面する労働環境について H-2B プログラムの制度の特徴とかかわらせて考察している。

H-2B 労働者を雇用するためには、使用者は国内で必要な雇用を埋めることができないことを証明し、それが承認された上で H-2B 労働者の雇用の申請を行う。使用者には、国内での賃金や労働条件の低下につながらないように標準賃金を H-2B 労働者に支払うことが求められている。しかし実際には、H-2B 労働者は採用段階ならびに実際の仕事において様々な困難に直面している。採用段階では、H-2B に応募する労働者はあっせん業者や使用者に対して、ビザ取得にかかる費用などとして数百ドルから数千ドルにおよぶ手数料を支払う場合が存在し、借金をして手数料を工面することも指摘されている。アメリカで働きだして以降では、残業代の未払いなど約束した賃金を支払わないケースや、不衛生なアパートを宿舎としてあてがい多額の家賃を差し引く事例なども存在する。H-2B 労働者が直面する権利侵害や困難は、H-2B プログラムの制度のあり方から生じている。本プログラムで働く移住労働者は、単一の使用者の下で働くことしか認められていないため、職を失うことはアメリカでの滞在資格を失い、本国に帰らなければならないことを意味する。それゆえ、労働者は職場の労働環境に不満があったとしても、改善を求めることは極めて難しく、仕事を変えることもできない。また労働省の調査機関の予算や人員の制約も大きく、調査や取締りが十分に行われない状態となっている。こうした状況に対して、2010 年代以降、何度か H-2B プログラムの改善を盛り込んだ法案が提案されてきた。そこでは、H-2B 労働者をあっせんする業者への規制や、賃金水準の向上、単一の使用者との結びつきの改善などが提案された。しかし、これらの法案はいずれも立法化されるに至っていない。

キーワード：アメリカ、移民政策、H-2B、短期就労ビザ、移住労働者、ゲストワーカー

## はじめに

H-2B プログラムは、アメリカにおける高技能職以外を対象とした短期就労ビザ制度である。この H-2B プログラムの下で働く移住労働者たちは、ゲストワーカーとも呼ばれ、滞在期間が決められた短期ビザ（非移民ビザ）で入国し、アメリカでの仕事に従事する。アメリカのビザ制度は、永住権を得られる移民ビザと、滞在期限の決められた非移民ビザとに区分され、H-2B は、高技能職向けの H-1B と農業労働向けの H-2A と並んで、短期就労ビザの中心的な役割を果たしている。H-1B は、IT やハイテク産業、研究開発などの高度な知識や技能を必要とする職種向けのものであり、その申請者もアマゾン、グーグル、マイクロソフト、IBM など名だたるハイテ

ク大企業が並ぶ。

その一方で、H-2Bプログラムを利用する中心的産業は、造園業、建設業、林業、魚・肉加工業、巡業アミューズメント・パーク、レストラン、ホスピタリティである (Costa, 2022, 2)。これらの産業でH-2B労働者が従事する仕事は特に高度な技能を必要としないものであるが、彼らは、アメリカでの生活に欠かすことのできない仕事に従事している<sup>(1)</sup>。

通常、移民政策に関する議論で注目を集めるのは、国境警備や国内の非正規移民の取締りなどであり、H-2B労働者の労働条件はそれほど耳目を集める領域ではない<sup>(2)</sup>。しかし、このH-2B労働者たちの置かれた労働条件、生活環境は、現代の奴隷制と指摘するような報告書が出されるほど劣悪な状態にある。2013年には、貧困問題、人権問題に取り組む非営利組織である南部法律貧困センター (Southern Poverty Law Center, 以下 SPLC と略記) が、『ほぼ奴隷制——アメリカにおけるゲストワーカー・プログラム—— (Close to Slavery: Guestworker Program in the United States)』(2007年初版, 2013年改訂版発表)と題する報告書を発表した (SPLC, 2013)。そこではゲストワーカーの労働環境の劣悪さがまとめられている。このタイトルにある「奴隷制」という表現は、報告書の中で、連邦下院議員を1970年代から2017年まで続けたチャールズ・B・ランゲル (Charles B. Rangel) が2007年1月のCNNのトーク番組の中で語った言葉から取られている<sup>(3)</sup>。「このゲストワーカー・プログラムは、私が今まで見た中で最も奴隷制に近いものだ」(CNN, 2007)。

2015年にはウェブニュースメディアである BuzzFeed News が「新たなアメリカの奴隷制——アメリカに招かれた外国人労働者は悪夢を経験する—— (The New American Slavery: Invited To The U.S. Foreign Workers Find A Nightmare)」と題する記事を発表した。この中で、メキシコからのゲストワーカーの以下のような発言を引用している。

私たちは働くこの地で生活している。去ることはできない。会社に束縛されている。私たちのビザは会社がスポンサーとなって発行されている。賃金と労働条件が望むものでなかったとしても、誰に訴えることができるのだろうか？ 私たちは、現代の奴隷のような存在だ。<sup>(4)</sup>

このようにレポートで言及されることはあるが、現状では移住労働者の環境をH-2Bのビザ制度とかかわらせて考察することは十分にはなされていない。低技能職に就く移民たちの労働環境に関して、Fink (2003) や Nabhan-Warren (2021), Sittig and González (2016) が南部と中西

---

(1) 産業の高度化と、貧富の経済格差が拡大する中で、こうしたサービス業などの仕事の需要が高まっていることは以下を参照。Milkman (2020)。

(2) 小井土編 (2017), 田中 (2017), 西山 (2016), Swain, ed. (2018), Woods and Arthur (2017)。

(3) ランゲルは、1971年から2017年までニューヨーク州選出の連邦下院議員 (民主党) を続けた。

(4) Garrison, Bensinger, and Singer-Vine (2015) から再引用。

部での食品加工業の移民労働者の様子を、Brown (2011) がニューヨークでベビーシッターをする西インド諸島からの移民の生活を描く。Gordon (2005) は、ニューヨーク郊外の造園業や家内労働者の労働環境のひどさに言及し、彼らへの支援活動を考察する。ただ、こうした研究では、ビザ制度との関係から労働条件を考察するという視点は弱い。Griffith (2006) は、1980年代から2000年代初めまでのジャマイカとメキシコからのゲストワーカーの生活・就労環境、家族への影響などについて、長年にわたる詳細なインタビューから叙述するが、H-2B 労働者の労働条件に絞ったものではなく、労働も含めた彼らの生活への影響を全体的に描いている。Ness (2011) は、H-2B 労働者の労働環境について言及するも、労働組合や労働 NPO の彼らへの支援活動が関心の中心であり、ビザ制度そのものとの関連について具体的に踏み込んではいない。Kluver (2019) は、ルーマニアからの南フロリダでの H-2B 労働者に注目し、一部彼らのビザの条件にも言及するが、H-2B 労働者の労働環境を考察することに焦点を当てていない。Terry (2018) は、観光産業での移住労働者の労働環境について調査している。この研究は、H-2B プログラムの問題点も踏まえつつ、サウスカロライナの観光地でのホテルなどで働く H-2B 労働者へのインタビューも通じて、住環境の厳しさなど指摘しており、本稿の問題意識にとって重要な研究であるが、観光産業に焦点が据えられている。本論では、この研究も踏まえつつ、H-2B 労働者の労働環境の全体的傾向を制度との関連で考察する。

H-2B 労働者の労働条件の劣悪さについては、H-2B の制度が原因となっており、また多くの違反事案に対して労働省の取締り機関の能力（予算や人員）が不十分であるという問題も存在する。本稿では、こうした H-2B の制度との連関を念頭に置きつつ、H-2B 労働者の労働環境・条件の実情を明らかにすることを目的とする。

H-2B 労働者が全て、先述のレポートで取り上げられたような劣悪な条件で働いているわけではない。しかし、H-2B プログラムの枠組みの問題は既に指摘されてきており、後述するように2010年代以降もいくつかの制度改正を目指した法案が提案されてきた。この間、政権交代によって移民政策やその目指す方向性は変化してきたが、H-2B プログラムの枠組みが大きく改革されることはなかった。そこで、本論文は、特定の政権下での H-2B プログラムの政策を考察するのではなく、2000年代後半あたりから現代に至るまでと時期を少し広げて、H-2B プログラムの下で働く移住労働者の労働環境の問題を H-2B プログラムの制度と結びつけて考察したい<sup>(5)</sup>。

---

(5) 2020年には新型コロナウイルスへの緊急的対応として一部の規制が時限的に修正されたり、H-2B 労働者の入国が制限されたりと、大きな変化があった。そのため、本稿では新型コロナウイルスの影響が出る前までの H-2B プログラムの基本的な課題を考察することを目的として、新型コロナウイルスの H-2B 労働者への影響については稿を改めて考察を行いたい。

## 1. H-2B の制度

まずは、H-2B とはどのような制度なのか。その手続きや規定についてまとめたい。

### (1) 概略と手続き

H-2B の前身となった H-2 ビザは、1952 年の移民・国籍法でもって、短期就労者向けビザとして創設された。この時点では、農業分野と非農業分野とは分離されていなかった。それが分離されるのが、1986 年の移民改革管理法であった。ここで、農業部門向けの H-2A と非農業部門向けの H-2B とに分離し、現在に至っている。この制度を管轄する行政機関は、国土安全保障省の市民権移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Services, 以下 USCIS と略記) と労働省の雇用訓練局 (Employment and Training Administration, 以下 ETA と略記) となっている。

この H-2B プログラムは、一時的、季節的な労働需要に対応するものであり、アメリカ人労働者では仕事が埋まらない時に、外国籍の労働者に一時的な就労許可を発行し、受け入れるものである。この制度の目的は、恒常的な労働力不足を外国人労働者で補うものではなく、あくまでも一時的に (temporary) 労働者が不足する場合に国外から働き手を受け入れるものである。ビザの有効期限は 1 年単位であり、上限は連続した 3 年間となっている<sup>(6)</sup>。またここでの「一時的」が意味するものは、働き手を必要とする理由が、単発で発生するものか、季節的・ピーク時向け・断続的な需要であることである。そのため、継続的に労働者を必要とするものは認められないことになる (Bruno, 2020, 13)。

アメリカの使用者が、国外から H-2B 労働者を募集する場合には、基本的に以下の 4 つの手続きを行う必要がある。第 1 に、使用者は労働省に労働認証 (labor certification) のための申請を行う。ここでは労働省は、申請のあった仕事がアメリカ人労働者では十分ではないこと、外国人労働者を雇う時に同じ分野のアメリカ人労働者の賃金や労働条件に悪影響を与えないようになっていることを確認する (Bruno, 2022, 2-3)。またこの時点で、アメリカ人労働者を雇うことが十分にできないことを証明するために、使用者はウェブ上の求人レジストリに求人を出すことが義務付けられている<sup>(7)</sup>。このような手続きを経て労働認証を受けた使用者は、次に、国外から労働者を連れてくるための申込書を USCIS に提出する。この申込みが認められたら、第 3 に実際に H-2B 労働者としてアメリカで働く候補の外国人労働者が、アメリカの大使館か領事館に行き H-2B の申込みを行う。そして最後、ビザの申請が承認されたら、労働者は通関手続地でアメリカ

---

(6) ここには他の H タイプのビザや L タイプのビザ (企業内での一時的転勤者向けビザ) での滞在期間も含める。Bruno (2020, 13)。

(7) 2019 年までは紙媒体の新聞紙上での広告が義務付けられていたが、2019 年以降はウェブ上へと変更された。Bruno (2020, 32)。

カへの入国を申請する際に使うことができるビザを発行されることとなる<sup>(8)</sup>。

## (2) 発行上限と労働条件に関する規定

H-2B の発行の年間上限は 6 万 6000 件である。受け付けは 10 月と 4 月を起点に半年ごとに、半数の 3 万 3000 件ずつ受け付けている<sup>(9)</sup>。しかし、2017 年以降、議会での予算法案における付帯条項が付けられ、かつてアメリカで H-2B 労働者として働き、本国に帰国して 3 年以上たった者は H-2B 労働者の復帰としての免除規定 (returning worker exemption) が設けられ、追加でビザの発給が可能となった (Costa, 2022, 5-6)。この規定の下で 2022 会計年度前半において、1 万 3500 件が特に国籍を指定せずに発行可能で、6500 件はエルサルバドル・グアテマラ・ホンジュラス・ハイチの国籍者に割り当てられている。同会計年度後半には、2 万 3500 件が国籍制限なしで、1 万 1500 件が上記 4 か国の国籍者向けとなっている。

H-2B 労働者を雇用するにあたり、使用者は、移住労働者を雇うことがアメリカ人労働者の賃金や労働条件の低下につながらないようにすることが求められている。そのために、使用者は、H-2B 労働者に対しても、アメリカ人労働者と同水準の賃金を支払わなくてはならない。その支払われるべき賃金水準は、連邦・州・地方自治体の最低賃金、標準賃金相場 (prevailing wage rate) のうちで最も高いものとされている (Bruno, 2020, 21)。この標準賃金相場は、H-2B 労働者を雇う地域の同じ職種の平均的賃金から算出される (Costa, 2021b)。

このように地域のアメリカ人労働者の労働条件、労働市場への影響を配慮した規定は作られている。次節以降で後述するように、こうした標準賃金相場での支払い自体が使用者によって行われられないような違反事案は多く存在する。ただ同時に、この標準賃金相場の規定それ自体が、H-2B 労働者の賃金水準を低くしているとも指摘されている。それは、当該産業の全国的な平均賃金と比べると、H-2B 労働者が働く「地域」の標準賃金が低くなっているからである。H-2B プログラムにおいて使用者の義務とされている、事前のアメリカ人労働者への広告とアメリカ人労働者が不足していることの証明に関して、事前に探しても見つけれない範囲は、その「地域」内ではなく「アメリカ国内」である。アメリカ全土に広告を打ち、アメリカ人労働者を募集するという努力が求められるならば、そこで提示されるべき賃金水準 (これは H-2B 労働者と同じ賃金水準でなければならない) は、その「地域」の水準で算出されるべきではなく、全国的水準が基準とされなければならないはずである。しかし、標準賃金がベースにするのは「地域」のみで

(8) プロセスの最後の部分は、労働者が既にアメリカにいる場合は異なる。その場合、使用者は、労働者が有効な H-2A と H-2B の地位を持っている場合には労働者の滞在期間の延長が、労働者が他の非移民の地位にある場合には地位の変更ないしは滞在の延長が、認められるように申し立てを依頼する。この申請が認められた場合、労働者は、労働開始日になったら仕事を開始することができる。Costa (2022, 7-8), Bruno (2020, 3-4) を参照。

(9) ここには、もともと水産加工関係で発行上限にはカウントせずに発行可能な部分もあったりと、実際の発行件数は厳密な発行上限とは異なって推移してきている。Bruno (2020, 11-12)。

ある。したがって、この齟齬から、その産業の全国的平均賃金と標準賃金の差が生まれるのである。表1は、H-2B労働者数が多い上位15の職種におけるH-2Bの認証数と、H-2B職の平均時給・当該職種での全国的平均時給それぞれの額、両者の差を示している。H-2B労働者の平均時給とその職種での全国的平均時給との差を見ると、ほぼ差がない職種はウェ이터・ウェイトレスやレストラン調理人に限られている。多くの職種では10%以上の差が存在している。H-2B労働者の認証数の第2位である森林・保全労働者では約30%の差があり、食肉・家禽・魚加工労働者やアミューズメント・娯楽客係、建設労働者では20%を超えている。セメント石工・コンクリート仕上げ工に至っては差が50%を超えている。この点は、標準賃金相場の規定について批判もされる点である (Costa, 2021b)。

### (3) H-2B労働者数の推移と産業分布

H-2Bプログラムに関して考察する際に困難であったことの 하나가、データが十分に公開されていないことであった。そのため、アメリカ国内で働くH-2B労働者の実数が正確に把握できなかったことも指摘されてきた。しかし、2021年に、労働省賃金労働時間局が2015年以降のH-2Bプログラムの申請の個別データを公表したことにより、実態を反映した数値を算出することができるようになった (Costa, 2022, 10)。

2021年以前では、主に、労働認証数 (労働省発表)、H-2B新規発行数 (国務省発表)、新規H-2B労働者数 (USCISの年次報告書) という3つの資料を使い、推計していた。しかし、それぞれ完全なデータとして使えるものではなかった。労働認証数については、H-2B発行の上限に達していたとしても、USCISへの申請へのタイムラグがあり、USCISへの申請で上限に達するまでは労働認証の作業は継続される。そのため、正確な雇用される労働者の数を反映していない。国務省のデータは新規のビザ発行数となるが、H-2Bの期間延長者や前の会計年度で承認さ

表1 認定されたH-2B職の平均賃金と全国平均時給とその差 (2019年)

H-2B労働者数の上位15位	職種	H-2B職の認証数	H-2B職の平均時給	全国的平均時給 (職種別雇用統計)	全国平均賃金との差	全国平均時給との差の比率
1	造園・土地管理労働者	66,151	\$14.18	\$15.75	\$1.57	11.1%
2	森林・保全労働者	11,283	\$12.34	\$15.96	\$3.61	29.3%
3	家内・家事清掃労働者	9,869	\$11.78	\$13.05	\$1.27	10.8%
4	食肉・家禽・魚加工労働者	8,486	\$10.98	\$14.02	\$3.04	27.7%
5	アミューズメント・娯楽接客係	8,014	\$9.62	\$11.85	\$2.23	23.2%
6	ウェ이터・ウェイトレス	4,104	\$13.11	\$13.04	-\$0.07	-0.5%
7	建設労働者	3,369	\$16.18	\$20.31	\$4.13	25.5%
8	レストラン調理人	3,299	\$13.62	\$13.97	\$0.35	2.6%
9	肉体労働者、貨物・在庫・物食の作業員・運送労働者	2,274	\$13.26	\$15.64	\$2.38	17.9%
10	ファストフード労働者	2,255	\$10.46	\$11.32	\$0.86	8.2%
11	動物飼育者	2,226	\$12.58	\$13.17	\$0.60	4.7%
12	生産支援労働者	1,728	\$12.78	\$14.86	\$2.08	16.3%
13	セメント石工、コンクリート仕上げ工	1,610	\$15.48	\$23.53	\$8.05	52.0%
14	食堂・カフェテリア接客、バーテンダー・手伝い	1,238	\$11.12	\$12.18	\$1.06	9.5%
15	皿洗い	1,184	\$11.24	\$11.89	\$0.64	5.7%
認定されたH-2B職、上位15部門の総数 (2019年)		127,090				

出典：Costa (2021b)

れている者、アメリカ国内で H-2B 以外の地位から H-2B に移った者の数をカウントできていない。USCIS の年次報告書は、2007 会計年度以降発行されており、新たな H-2B 労働者数の総数が記されている。しかし、この年次報告書は、同じ使用者の下で H-2B の地位の継続を承認された H-2B 労働者の数は含まれない。

これら 3 つの資料ではそれぞれカバーできない部分があり、正確な H-2B 労働者数を把握することが困難であった。しかし、2021 年に USCIS が H-2B 使用者データハブを通じて、個々の使用者の申請データを公開した。ただ、実際に労働者が付かなかった申請や、使用者を変えた労働者、同じ使用者の下で期間を変更した労働者は重複してカウントされる。この重複カウントの数は正確に措置することはできないが、新規の H-2B 労働者数を把握できる USCIS の年次報告書とあわせて調整することで、より正確な数値を導くことができるようになった (Costa, 2022, 10)。Costa (2022) は、USCIS の H-2B 使用者データハブの資料を用いて、正確な国内の H-2B 労働者数とその職種別の分布を算出している。これによると、2015 年で 7 万 6370 人から、2021 年で 11 万 6684 人へと増えていった (表 2)。

表 2 H-2B 労働者数とビザ発行数、年間上限数

年	新規 H-2B 労働者	H-2B 延長	新規ビザ発行数	H-2B 年間発行上限	H-2B 上限 + 追加上限
2015	70,180	6,190	69,684	66,000	—
2016	85,203	5,237	84,627	66,000	—
2017	84,037	7,352	83,600	66,000	81,000
2018	84,752	9,773	83,774	66,000	81,000
2019	99,011	11,359	97,623	66,000	96,000
2020	65,716	15,719	61,865	66,000	—
2021	97,129	19,555	95,053	66,000	88,000
2022	132,205	19,555	125,754	66,000	121,000

出典：Costa (2022, 5)

表 3 H-2B 労働者、上位 10 部門の承認数 (新規 + 継続)、全体の中でのシェア (2021 会計年度)

H-2B 労働者数の上位 15 位		新規承認数	継続承認数	承認総数	“H-2B 労働者の全体の中でのシェア”
1	ビル・土地の清掃・保守の職業	56,388	6,960	63,348	48.0%
2	生産の職業	13,087	2,674	15,761	11.9%
3	農業・林業・漁業の職業	10,692	2,057	12,749	9.7%
4	食品調理・サービスの職業	6,744	3,262	10,006	7.6%
5	個別介護・サービスの職業	8,785	1,149	9,934	7.5%
6	建設・採掘の職業	7,270	1,052	8,322	6.3%
7	運輸・運搬の職業	4,512	576	5,088	3.9%
8	(職業欄不明)	3,191	1,424	4,615	3.5%
9	設置・保守・修理の職業	512	101	613	0.5%
10	芸術・デザイン・芸能・スポーツ・メディアの職業	520	22	542	0.4%
上位 10 部門の合計		111,701	19,277	130,978	99.1%
上位 10 部門の合計 (職業欄不明を除く)		108,510	17,853	126,363	95.7%
全職業での H-2B 認定数		112,546	19,555	132,101	100%

出典：Costa (2022, 14)

また H-2B の USCIS の承認数を職種別に分類すると、上位 10 の職種で全体の 95% を占めており、一部の職種に集中している（表 3）。最も多いのは、ビル・土地の清掃・保守の職であり、承認総数は 6 万 3348 件、H-2B 全体の 48% である（Costa, 2022, 14）。次が、生産で全体の約 12%、その後、農業・林業・漁業、食品調理・サービス関連、個別介護・サービス、建設・採掘、運輸・運搬、設置・保守・修理、芸術・デザイン・芸能・スポーツ・メディアと続いている。

表 4 は、H-2B の承認数の多い上位 10 位の職種の承認総数の中での比率を示したものである。表 3 とは異なった職種区分であるため、上位 10 位の職種の占める比率が表 3 とは異なっている。こちらでは「造園・土地管理労働者」が 2013 会計年度以降 2019, 2021 会計年度を除き 40% 台となっている。また、「食肉・家禽・魚加工労働者」, 「森林・保全労働者」, 「家内・家事清掃労働者」, 「アミューズメント・娯楽接客係」といった職種が 5~7% の割合を占めている。

## 2. H-2B の下での労働環境

H-2B のビザを得て、アメリカで労働する移住労働者たちは、これまでも触れてきたように、多くの困難に直面している。それは、単にアメリカ経済の中で、彼らが従事する労働が相対的に低い処遇にあるという問題ではない。H-2B 労働者は、使用者ないしは採用段階では第三者のあっせん業者からも、搾取や権利侵害などを受ける。こうした事例は後を絶たず発生しており訴訟も多い。この問題について、NPO やメディア、研究者だけでなく、米国会計検査院（U.S. Government Accountability Office, 以下、GAO と略記）からも報告書が出されている。ここでは、それらに基づいて具体的にどのような労働者に対するひどい扱い（abuse）が生じているのかについて、労働者の採用段階、アメリカ国内で実際に働く段階に分けて述べたい。

表 4 H-2B ビザの承認数の多い職種の上位 10 位の承認総数の中での比率推移、2013-2021 会計年度

	2013 会計年度*	2014 会計年度	2015 会計年度	2016 会計年度*	2017 会計年度	2018 会計年度	2019 会計年度	2020 会計年度	2021 会計年度
造園・土地管理労働者	43.0%	37.0%	41.0%	42.0%	40.3%	45.5%	44.0%	46.1%	37.6%
食肉・家禽・魚加工労働者	3.0%	4.0%	3.0%	4.3%	5.2%	4.1%	5.6%	6.9%	9.8%
森林・保全労働者	7.0%	10.0%	8.0%	6.0%	8.1%	7.5%	7.5%	6.9%	7.9%
家内・家事清掃労働者	7.0%	6.0%	7.0%	6.8%	7.5%	6.2%	6.6%	5.8%	6.6%
アミューズメント・娯楽接客係	7.0%	6.0%	7.0%	6.2%	5.3%	5.3%	5.3%	5.8%	6.4%
肉体労働者、貨物・在庫・ 物資の運び手・作業員	- **	- **	- **	1.4%	- **	- **	1.5%	1.9%	2.6%
レストラン調理人	- **	- **	1.0%	1.4%	1.9%	2.0%	2.2%	2.0%	2.6%
ウェ이터・ウェイトレス	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.8%	2.7%	2.7%	2.3%	2.6%
建設労働者	3.0%	3.0%	4.0%	4.2%	3.4%	2.6%	2.2%	2.4%	1.9%
動物世話人（非農業）	2.0%	2.0%	1.0%	-	1.2%	1.3%	1.5%	1.6%	1.2%
その他の職種	23.0%	26.0%	24.0%	24.0%	23.0%	21.3%	20.9%	18.4%	20.8%

\* 2013, 2016 年度の数値は 6 月 30 日時点の数値である（それ以外は会計年度末の 9 月 30 日時点の数値である）。

\*\* ハイフン記入の年は、当該産業が 10 位までに入らなかったため記載なしとなっている。

出典：ETA（2013-2021）より筆者作成。

### (1) 採用段階での問題

H-2B 労働者の採用に関して、前項で説明したように、H-2B 労働者を雇用したい使用者は、まず H-2B の申請許可を労働省から取り、国土安全保障省に実際に国外から労働者を呼び寄せる申請を行う。その後、労働者本人が大使館ないしは領事館での面接を行いビザが発給される (Bruno, 2020)。この際、多くの使用者たちは、アメリカ国外に居住する労働者を採用するにあたり、現地のあっせん業者に委託することが多い。

この段階での問題は、H-2B での仕事を求める者たちが、使用者やあっせん業者から、申請やビザ取得に必要という理由から手数料を徴収されることである。これは、H-2B の制度上禁止されているものであるが、労働者たちがこうした費用を請求された事例が調査の中で多く報告されている (GAO, 2010)。多くの申請希望者は、この手数料を支払うために借金をする。これは移住労働者の中には、アメリカで H-2B 労働者として仕事を始める時点で既に借金を負っている者がいることを意味する。

ある労働者は、H-2B 労働者として働くことを申請するのに約 30 ドル、領事館に提出する書類のために 540 ドル、領事館での面接予約のために 130 ドルを請求された。さらにその後、業者への手数料として 1000 ドルを請求されている。合計で 1700 ドルもの手数料を請求された (Owens, Dank, Farrell, Breaux, Banuelos, Pfeffer, Heitsmith, Bright, and McDevitt, 2014, 52)。また 2007 年にサウスダコタ州のホテルの使用者が訴えられた事案では、9 人の H-2B 労働者に対して、ビザ取得プロセスにかかった手数料として各人 1200 ドルが請求されたとされている<sup>(10)</sup>。

こうした 1000 ドル台の手数料の請求も見られる一方で、1 万ドルを超える法外な手数料が請求された事案も見られる。ある韓国人労働者は、家禽加工工場で働くために、あっせん業者に 2 万 6000 ドルを支払ったことが報道された (Costa, 2021a, 20-21)。しかも、このケースは約束された仕事がないというものであった。

メキシコ系移民労働者の支援を行っている NPO 団体、移住者権利センター (Center for Migrant Rights, centro de los derechos del migrante inc.) の 2013 年の調査によると、調査対象の 58% があっせん手数料を支払っており、その平均は 580 ドルであった<sup>(11)</sup>。しかし、短期労働者として働く (働いた) 人々の記録やインタビューに基づいて、事態を調査した Urban Institute の報告では、対象の約半数が手数料を請求され、そのうち 4999 ドル以下が約 56% と半数以上を占めるが、1 万ドル以上請求されたという回答も約 36% にも上っている。

このように、高額の手数を請求されるケースばかりではないものの、時には 1 万ドルを超える高額な手数料を請求されるケースも存在している。

(10) ただ実際にかかった費用は 9 名全体で 1200 ドルであった。この事案では、他にも多くの労働者の権利侵害が見られ、提訴されている。GAO (2010, 6)。

(11) この調査は H-2A 農業労働者も含む H-2 労働者全体を対象としている。Center for Migrant Rights (2013, 5)。

千ドルから数千ドルにかけての手数料だとしても、H-2B 労働者として応募してくる人々にとってその金額を準備するのは容易ではない。多くの場合、自身や家族の財産を売って資金を作ったり、自分の自宅を（時には親類の住宅を）担保にお金を借りて用意する。先述の移住者権利センターの調査では、対象の47%が手数料も含めたアメリカへの渡航準備で借金をしている。また、この時の借金は利率がかなり高くなることも多く、この調査でも利率は10%から高い時は25%にも上るとされている（Center for Migrant Rights, 2013, 19）。

このように、H-2B 労働者はアメリカで移住労働者として働く前の段階から借金を背負うことになるのである。

## (2) 賃金関係

アメリカでH-2B労働者として働き始めた後も、彼らを取り巻く環境は大きな問題をはらんでいる。本項では賃金支払いに関する問題を取り上げ、次項では住居費について述べたい。賃金関係で最も大きな問題は、賃金が十分に支払われないという事態が広がっていることである。これについては、労働省の賃金労働時間局（Wage and Hour Division, Department of Labor, 以下 WHD と略記）から調査（investigations）の結果が公表されている（Costa, 2022, 13-16; WHD, 2021）。

表5で示された調査結果は、H-2Bプログラムで働く労働者だけでなく、取り上げられた7つの産業で働く全労働者が対象となったものである。ここでの違反事例にかかわる従業員や賃金未払いのある従業員の中には、アメリカ市民や非正規滞在移民も含まれており、H-2B労働者だけではない。そのため、この表に記された違反事例や未払い賃金などの数値が全てH-2B労働者ということではない（法令違反に直面している従業員数のうちの程度がH-2B労働者なのかについては不明である）。このように、表5は、H-2B労働者のみが賃金未払いやその他の法令違反にさらされているということを示しているのではなく、H-2B労働者を多く採用している7つの産業で相当多くの賃金未払いのケースが生じていることを示している。ただ、この点を加味して

表5 H-2B労働者の利用の多い7産業でのWHDによる労働条件に関する調査件数、違反件数、未払い賃金、民事制裁金（2000-2021会計年度）

産業	件数	違反件数	違反事例にかかわる従業員数	賃金未払いのある従業員数	未払い賃金算定額 (2021年ドル)	従業員一人当たりの未払い賃金 (2021年ドル)	民事制裁金算定額 (2021年ドル)
7つの産業総計	225,227	180,451	1,835,805	1,666,195	\$1,792,259,236	\$1,076	\$114,791,387
造園サービス業	5,705	4,289	64,734	58,404	\$60,088,422	\$1,029	\$4,833,676
ビル清掃・管理サービス業	11,660	9,391	105,604	96,279	\$96,808,594	\$1,006	\$3,289,109
ホテル・モーテル業	22,469	18,501	150,452	140,864	\$86,691,426	\$615	\$8,430,597
林業	1,479	1,102	13,089	10,860	\$10,781,520	\$993	\$4,262,217
食品サービス業	108,244	88,765	839,171	752,417	\$654,970,169	\$870	\$64,575,989
建設業	68,012	52,441	591,131	542,034	\$847,882,693	\$1,564	\$20,515,880
アミューズメント業	7,658	5,962	71,624	65,337	\$35,036,411	\$536	\$8,883,919

出典：Costa（2022，16）

も、下記のように H-2B 労働者を多く採用している産業で多数の賃金未払い事例が発生し、多額の未払い賃金が算定されており、H-2B 労働者もその影響を受けている。

2000 会計年度から 2021 会計年度までの 22 年間で調査した主要 7 産業での 22 万 5227 件のケースの中で何らかの法令違反があったケースが 18 万 451 件に上り、調査全体の約 80% に上っている。賃金関連のみに限定した法令違反の件数はこのデータにはないが、法令違反とされたケースで働いている労働者数が 183 万 5805 人なのに対して、賃金未払いとなっている労働者数が 166 万 6195 人と全体の約 91% に上っていることから推計して、16 万 3500 件程度、調査全体の 73% 程度の賃金未払い関連の法令違反があったと考えられる (Costa, 2022)。

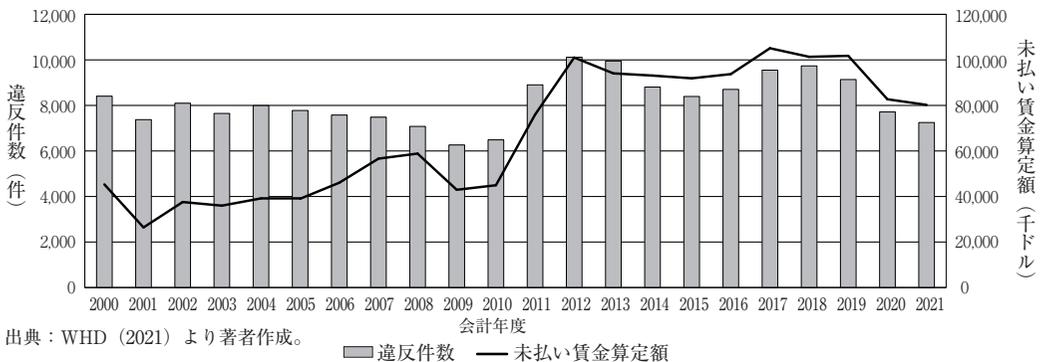
そして、その未払い賃金総額は、17 億 9225 万 9236 ドルに上っている。表 5 を見ると、賃金未払いとなっている労働者の数が最も多いのが食品サービス業であり約 75 万 2400 人となっている。次に多いのが建設業の約 54 万 2000 人となり、それ以下は、ホテル・モーテル業、清掃・ビル管理サービス業、アミューズメント業、造園サービス業、林業となる。ただ未払い賃金額でいうと、食品サービス業と建設業の位置は入れ替わっている (Costa, 2022, 16)。これは、労働者一人当たりの未払い賃金額が建設業の方が食品サービス業の約 1.8 倍となっており、建設業での一人当たりの賃金未払いの規模が大きいのがわかる。

図 1 は、WHD の調査で、H-2B 労働者の多い 7 産業での違反件数と未払い賃金算定額の 2000 年以降の推移を追ったものである。2008 年の世界金融危機後の 2009 年、10 年と両者ともに減少したが、2020 年の新型コロナウイルスのパンデミック前までは比較的高い数値を示しており、2010 年代にも賃金未払い事例が多数発生していることが分かる。

H-2B 労働者に支払う賃金水準については、当該職種のも地域の標準的賃金を支払うということが規定されており、それが労働者にも本来は約束されるべき賃金水準である。しかし、このように多額の未払い賃金が存在する背景には、約束した賃金水準を支払わなかったり、残業代を支払わないケースがある。

アーカンソー州の林業の会社では、6 年にわたり 2200 人の労働者に対して、標準賃金と残業

図 1 労働省賃金労働時間局の調査での法令違反件数と未払い賃金算定額  
(H-2B 労働者の利用の多い 7 産業、2000-2021 会計年度)



代を支払っていなかったとして訴訟となっていた。会社は、従業員が、英語を話せずアメリカの法規を理解していないことにつけこみ搾取していたとされた<sup>(12)</sup>。またニューヨークの移動アミューズメント・パーク会社は、54人のメキシコ人H-2B労働者に対して約束した賃金を支払わなかったことで2008年に調査を受けている。そこでは、1週間の賃金として労働時間にかかわらず275ドルから350ドルしか払っていないとされ、時給では平均約5ドルとなる。しかし、会社は、労働者に対して時給8ドル、残業時には残業手当含めて12ドル20セントの支払いを約束していた(GAO, 2010, 6)。さらには、労働者に対して、約束した賃金より低い賃金の支払いに同意させる契約書に署名させるようなケースも存在した<sup>(13)</sup>。

こうした使用者が労働者に正当な賃金水準を支払わないケースとともに、H-2Bの賃金規定にかかわって虚偽の申請をすることで支払うべき賃金を削減させようとするケースも存在した。H-2Bの賃金規定は、H-2B労働者を付ける職種の当該地域の賃金水準を基準にH-2B労働者の賃金水準は決められる<sup>(14)</sup>。しかし、使用者の中には、実際に仕事をする職種よりも低い賃金水準の区分で労働者を申請することで、標準的賃金を支払っているように見せるやり方を取ることも指摘されている。実際に、ペンシルベニア州の造園業者と人材あっせん業者は、H-2B労働者への支払賃金を低くするために、労働省への労働許可の申請において、実際に仕事をさせる職種と異なる分類で申請したとされた<sup>(15)</sup>。

### (3) 住居費の請求

H-2B労働者が直面する困難は、賃金未払いだけではない。労働者は、賃金が十分に支払われないだけでなく、経営者からさらに住居費が請求されるケースも存在する。アメリカで仕事をする間の住居費については、同じ短期就労ビザでも農業労働者向けH-2Aプログラムでは使用者負担で居住場所を提供することが求められている。対して、H-2Bプログラムでは労働者自身が住居費を支払う規定となっている(GAO, 2015, 10, 32)。そのため、経営者が住居を準備した場合、H-2B労働者がその家賃を支払うこと自体は制度上あり得ることである。しかし、問題は、使用者が準備する住居の衛生状態等の水準と請求される費用の妥当性である。

ウィリアム・テリー(William Terry)によるサウスカロライナ州のリゾート地の観光産業のH-2B労働者の調査からは(Terry 2018, 97-98)、訴訟に至るようなケースでない場合の住居の様子や支払っている家賃の水準が見えてくる。観光産業のH-2B労働者が働くのはリゾート地のホテルなどが多く、職場の近くは家賃が高いため、彼らが住むことができる家賃水準の住居は職場から遠いことが多い。ヒルトンヘッドアイランド(Hilton Head Island)の事例では、H-2B労働

---

(12) この訴訟は、2010年には会社が275万ドルの未払い賃金を支払うことで和解した。GAO (2010, 7)。

(13) フロリダ州のホスピタリティ関連産業の人材あっせん業者の事案。GAO (2010, 9)。

(14) これ自体が低いことは、前述した通りである。EPI (2021a, 23-24)。

(15) 2007年に訴訟を起こされ、2009年に労働者に2万ドル支払うことで和解した。GAO (2010, 9)。

者たちは職場には遠く自転車かバスでしか通うことができない場所にあるアパートに住んでおり、家賃は月額 450 ドルである。彼らは、住宅の質や給料水準に比して家賃が高いと感じている。マートルビーチ (Myrtle Beach) の事例では、アパートは職場に歩いていくことができる距離にあるものの、狭隘で家賃も高いことが記されている。1つの部屋に3人の女性で住み、さらに1つのキッチンを別の3人と共有している。それでも、使用者に支払う家賃は週 95 ドルとされ、月額換算で 410 ドル程度となる。こちらの事例では時給 8.85 ドルであり、所得の3割を超えることとなり、家賃はそれなりに高くなっている。後述するような訴訟になるケースほど極端に高い家賃の請求とはなっていないが、家賃額や住居の質において不満が出る水準となっている。

GAO がまとめた訴訟に発展したケースでは、採用段階で9人のメキシコ人労働者から手数料を取ったサウスダコタ州のホテルが、彼らがシェアして住むアパートについても、一人につき月 1050 ドルの家賃を徴収していた。しかし、実際には同水準のアパートの家賃は 375 ドルの相場であった。このケースでは、労働者たちは使用者による幾重にも恣意的な費用を請求され、その支払いのために地元のファストフード店で2つ目の仕事に就かなければならない状況へと追い込まれたと報告されている (GAO, 2010, 6)。2011 年の研究で紹介されているのは、ジャマイカからの H-2B 労働者の労働・居住環境であった。ルイジアナ州のカジノで働いていたジャマイカからの H-2B 労働者の話では、ゲストワーカーのための小さな集合住宅 (efficiency apartment) の宿舍を与えられた。労働者たちは3つのベッドルームと1つのバスルームを5人でシェアした。彼らは、この部屋の費用として1日に 10 ドルも請求された<sup>(16)</sup>。

先に触れたように、H-2B 労働者が住居費を支払うこと自体が問題というのではなく、使用者が用意した住居に労働者を住ませた場合に請求する家賃の額と、そこで準備された住居の質の問題であった。ここで触れた事例のように、かなり高額な家賃を労働者が請求されるケースがある。また、BussFeed News の 2015 年の記事では、使用者が提供する住居の衛生状態について、おおよそ不衛生であり、害虫も出るトレーラーの床に直接マットレスを引いて寝る状態で大勢が押し込められるような状態も存在したことが報じられている (Garrison, et al. 2015)。

### 3. H-2B プログラムの問題と改善方策

#### (1) H-2B プログラムがもたらす問題

前節で描いた H-2B 労働者のひどい扱いについては、全ての H-2B 労働者がこうした被害にあっているということではない。ただ、WHD が調査に入った職場で、何らかの法令違反があった割合が 8 割に上っていたことから理解できるように、H-2B 労働者にとって H-2B プログラ

(16) 月額約 300 ドルになる。Ness (2011, 130)。さらにこのアパートは、スーパーマーケットが近くになく、ファストフードのお店で加工食品を買わなければならない立地であった。

ムの下で働くことにはリスクがあることも確かである。なぜ、H-2B プログラムでこうした問題が広がっているのか。この点について、H-2B プログラムの規定そのものの問題点と、プログラムの規定の取締りが十分に行われていないことの2つの側面から考察する。

H-2B プログラムの根本的欠陥ともされる特徴が、このプログラムの下で働く労働者は単一の使用者のみに結び付けられることである (SPLC, 2013, 42; Terry, 2018, 92)。そのため、ビザの期間では、労働者は雇用されている使用者の下を離れて、別の使用者の下で働くことができない。そのため、H-2B 労働者は、職場の労働条件や環境に不満があった場合にその改善を求める行動をとることは難しいのである。前項で述べてきたような賃金未払いや住居の問題に直面したとしても、声をあげることは困難である。

もし声をあげても解雇されれば、滞在・就労資格を失うことになり、アメリカにとどまることはできない。労働者たちの中には、前項でも触れたように、H-2B プログラムに申請し、ビザを取得するために、多額の借金を抱えている者もいる。彼らは、借金を抱えたまま帰国することはできない。使用者が、労働者本国のあっせん業者に、他の仕事への推薦も行わないようにブラックリストに掲載するよう求めた場合には、その労働者は本国に帰国後アメリカでゲストワーカーとして仕事をする機会をそれ以降失ってしまうことになる (Costa, 2021a, 21; Garrison, et al., 2015)。

このように使用者の労働者に対する支配力が圧倒的に強い現行の制度では、H-2B 労働者は、労働条件の改善を求めるための行動をとったり、仕事を辞めたりすることは難しく、仮に行動を起こした場合の代償も大きい。そのため、労働者はどんなにひどい条件の職場であったとしても我慢するしか道はないと感じるのである。

制度そのものの問題と同時に、H-2B プログラムの基準が守られているかの調査と取締りを行う労働省の能力が、十分ではないことも指摘できる。労働省の調査機関は、その予算も人員も非常に少なく制限されている。そのため職場の調査、法令違反の取締りを十分に実施することができない。全国で調査対象となる労働者は1億5000万人近くにのぼるが、彼らを調査する労働者の調査員はおよそ1000名しかいない (Garrison, et al., 2015)。また、予算面でも、2018会計年度での労働基準の執行を行うための全米の連邦機関での予算は20億ドルしかない。それに対して、移民取締りへの支出は240億ドルとなっており、労働基準取締り予算の12倍もの予算が組まれている (Costa, 2021a, 24)。特に、WHDの2019年のスタッフの数は50年前よりも少なくなっており、いかにアメリカ政府の中で、労働者保護の観点からの労働法規を遵守させるための調査能力が重視されていないかがわかる。

## (2) プログラム改善の試み

こうした事態の中で、H-2B プログラムをどのような方向で改善すべきなのかについての議論をまとめたい。ここでの論点は、H-2B ビザが単一の使用者にのみ結び付けられている状態、

H-2B 労働者がアメリカに入国する前にあっせん業者などから手数料を取られる現状、使用者による賃金未払いの頻発、労働省の調査能力の低さなどであろう。

これらの問題への対応は、行政府の範囲での対応では難しく、法制度の改正が必要となる。そのためには議会での法案可決が必要である。これは民主党と共和党の対立が激しい現状では困難であるが、近年、連邦議会では H-2B プログラムの改善を目指した法案は何度か提案されてきている。ここでは 2010 年代以降に提案された 3 つの法案の内容を取り上げ、具体的な改善の試みを考察する。

第 1 は、2013 年に 4 名の民主党議員と 4 名の共和党議員の超党派で上院議会に提案された「国境警備・経済的機会・移民現代化法案」(Border Security, Economic Opportunity, and Immigration Modernization Act: S. 744) である (大沢 2014, 2-5)。この法案は、包括的移民改革法案として、①国境警備と国内の移民関連法の執行強化、②国内の非正規滞在移民の市民権獲得への制度整備、③高技能・低技能の両方に関する短期就労ビザの拡充・新設といった移民政策にかかわる課題を幅広くカバーしたものである (中島 2016b, 180-181)。この法案で H-2B プログラムに関するものは 3 点目の項目で、移住労働者をあっせんする外国の契約業者に対して、労働省への登録を義務付け、(対象となる労働者層、使用者名、下請け業者名、仕事の期間といった) 情報の開示、保証金の支払いを求める内容であった。こうすることで、H-2B プログラム参加の労働者が申請段階からアメリカに来るまでに高額の手数料を請求され借金を背負うことにならないようにすることを目指した (Costa, 2021a, 26-27)。

第 2 は、2020 年と 22 年に民主党のホアキン・カストロ (Joaquin Castro) 下院議員 (テキサス州選出) によって提案された「季節労働者団結法案」(Seasonal Worker Solidarity Act) である。H-2B プログラムの国内での問題について対応する内容となっている (Costa, 2021a, 27-28)。本法案の論文との関係で重要な点は、賃金規定と使用者とのつながりに関する規定である。法案では、企業が用いている当該職種での地域の平均賃金よりも安く H-2B 労働者に支払う方法を規制し、その職種での地域の平均賃金以上の賃金を支払うことを明記し、最も高い賃金を支払う使用者にビザを割り当てるよう求める内容である<sup>(17)</sup>。また、使用者との関係では、一人の使用者のみに結び付けられている現状を改善し、一定の期間 (18 か月間) H-2B 労働者として働いた後は、労働者自身が使用者を変更したり永住権を申請することを可能にするというものであった (Costa, 2021a, 28)。

---

(17) Costa (2021a, 27-28). H-2B の賃金規定では、地域の標準賃金を支払わなければならないが、その標準賃金の算出方法については、必ずしも労働省自身の調査ではなく民間賃金調査 (private wage surveys) を利用することが可能となっている。この民間賃金調査は、調査方法やデータについて労働省の承認を必要とするものの、地域の平均的賃金水準よりは低く算出される傾向があり、企業は低く算出することを目的として利用していると指摘されている。例えば、メリーランド州東海岸のシーフード加工業の会社が利用した民間賃金調査では、2016 年で時給 8.61 ドル、17 年で 9.51 ドルなのに対して、地域の当該業種の平均時給は 12.87 ドルとなっている。Costa, (2017).

第3は、「搾取と報復から労働者を保護する法案」(Protect Our Workers from Exploitation and Retaliation Act)である(Chu, 2018)。こちらは、民主党のジュディ・チュー(Judy Chu)下院議員(カルフォルニア州選出)とロバート・メネンデス(Robert Menendez)上院議員(ニューヨーク州選出)の2名によって、2019年12月に提出されたものである<sup>(18)</sup>。この法案は、移住労働者が職場での違反行為を報告した際に、調査や訴追等に協力するために彼らに「Uビザ」を発給するよう求めたものである<sup>(19)</sup>。これにより、彼らは、職場の不正を告発した後(仕事を失った後)でも、国外追放が延期され、その間、働くことも可能となる。これにより労働基準執行機関の調査権限も強まることとなる。

以上のようなH-2Bプログラムの問題を改善するための法案は提案されてはいるものの、連邦議会で立法化されるまでには至っていない。

## おわりに

以上、本稿では、H-2Bプログラムの規定と、H-2B労働者の直面している苦難、使用者からの権利侵害、その制度上の原因と改善を求める法案について考察してきた。

H-2Bプログラムは、アメリカ人労働者の賃金・労働条件の引き下げにつながらないように短期で、かつ同地域・同職種の標準賃金を支払うという規定を有している。しかし、この制度では、H-2Bのビザは単一の使用者の下で働く時のみ有効である。そのため、労働者たちは、使用者による恣意的な申請段階での手数料の徴収や、約束していたよりも低い賃金の支払い、家賃などの不当に高い費用の徴収といったひどい扱いを甘んじて受け入れる状況であった。その背景には、H-2Bプログラムの制度上の問題が存在した。H-2Bのビザは単一の使用者の下で働く時のみ有効であり、仕事を辞めることは滞在・就労資格を失うことを意味した。さらに、賃金未払いなどの法令違反に対して管轄する労働省の取締りも十分とは言えない。H-2Bプログラムの下で働く労働者たちは、法的行政的保護も十分でない中で、労働環境の改善や(仕事を辞めるといふ)困難な労働条件からの避難も難しい。本稿の冒頭で触れたH-2B労働者の労働条件が現代の奴隷制のようだと言われた理由がここにある。こうした状況を改善しようと、連邦議会では、あっせん業者への規制、H-2Bプログラムの単一の使用者への拘束の緩和、賃金規定の改善、条件改善を訴えた労働者の保護規定の創設などを目指し、法案が提案されてきた。しかし、法案は成立することではなく、こうした改善策は実現されていない。

前大統領のドナルド・トランプは、大統領選挙出馬時から反移民の姿勢を明らかにしていた。

---

(18) Costa (2021a, 28). 古くは2011年にも一度提案されている。

(19) Costa (2021a, 29). Uビザは現行では、特定の犯罪行為の被害者が調査や訴追に協力する際に、彼らの滞在資格を保証するために発給されている。それを、労働関連犯罪にも拡充して適用すべきという内容である。

しかし、トランプ政権期、新型コロナウイルスのパンデミック前の段階では、H-2B プログラムでの移住労働者の受入は減少することではなく、第1節で触れたように実際には増大していた (Zaveri and Rueb, 2019)。これに対して、移民受入に否定的な移民規制派のシンクタンクである移民研究センター (Center for Immigration Studies) はトランプのこうした姿勢をアメリカ人労働者への裏切りと評している<sup>(20)</sup>。他方で、労働組合も H-2B の拡充に反対している<sup>(21)</sup>。本論でまとめたように、H-2B 労働者の労働環境の問題は、現行の枠組みで受け入れ人数を増やしても解決に向かうわけではない。現在の民主党バイデン政権は、H-2B 労働者の流入の拡充を目指そうとしている。しかし、これには、民主党支持組織である労働組合や移民権利擁護団体は強く反対している (Penn, Ben and Douglas, 2021)。H-2B プログラムのあり方を再検討する必要があるが、その実現の道のりは難航することが予想される。

\* 本報告は科学研究費補助金 (研究代表者: 中島醸, 研究課題番号 22K12522) による研究成果の一部である。

---

(20) Hunnekens (2019). 移民政策をめぐる対立状況やトランプ政権の移民政策については、中島 (2021) を参照。

(21) AFL-CIO (2016); Samuel (2020). 2000年代には、労働組合の中にはゲストワーカー・プログラムの拡充を支持する動きも見られたが、そこでも労働者保護規定が整備されることが条件とされていた。2009年の民主党バラク・オバマ政権成立後に、労働運動は全体としてゲストワーカー・プログラムの新設や拡充を求めるよりは、その労働者保護の観点から改善を求めることを重視するようになった。詳しくは、中島 (2015, 2016a) を参照。

#### 参考文献

- American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations [AFL-CIO] (2016, June 23). Fact Sheet on Why the H-2B Program is Bad for Working People. Legislative Alert. <https://aflcio.org/about/advocacy/legislative-alerts/fact-sheet-why-h-2b-program-bad-working-people>
- Brown, Tamara Mose (2011). *Raising Brooklyn: Nannies, Childcare, and Caribbeans Creating Community*. NYU Press.
- Bruno, Andorra (2020, June 9). H-2A and H-2B Temporary Worker Visas: Policy and Related Issues. CRS Report, R44849.
- Bruno, Andorra (2022, July 13). The H-2B Visa and the Statutory Cap. CRS Report, R44306.
- Center for Migrant Rights (2013). Recruitment Revealed: Fundamental Flaws in the H-2 Temporary Worker Program and Recommendations for Change. Center for Migrant Rights. <https://cdmigrante.org/recruitment-revealed-fundamental-flaws-in-the-h-2-temporary-worker-program-and-recommendations-for-change/>
- Chu, Judy (2018, May 22). Rep. Chu and Sen. Menendez Introduce Bicameral POWER Act to Protect Immigrant Workers. Press Release.

- <https://chu.house.gov/media-center/press-releases/rep-chu-and-sen-menendez-introduce-bicameral-power-act-protect-immigrant>
- CNN (2007, January 23). Transcripts, Lou Dobbs Tonight.  
<http://edition.cnn.com/TRANSCRIPTS/0701/23/ldt.01.html>
- Costa, Daniel (2017, May 26). H-2B crabpickers are so important to the Maryland seafood industry that they get paid \$3 less per hour than the state or local average wage. Working Economics Blog, Economic Policy Institute.
- Costa, Daniel (2021a, February 3). Temporary work visa programs and the need for reform. Economic Policy Institute.
- Costa, Daniel (2021b, March 18). Wages are still too low in H-2B occupations. Working Economics Blog, Economic Policy Institute.
- Costa, Daniel (2022, August 18). As the H-2B visa program grows, the need for reforms that protect workers is greater than ever. Economic Policy Institute.
- Fink, Leon (2003). *The Maya of Morganton: Work and Community in the Nuevo New South*. University of North Carolina Press.
- Garrison, Jessica, Ken Bensinger, and Jeremy Singer-Vine (2015, July 24). The New American Slavery: Invited To The U.S., Foreign Workers Find A Nightmare, *Buzzfeed News*.
- Gordon, Jennifer (2005). *Suburban Sweatshops: The Fight for Immigrant Rights*. Belknap Press.
- Griffith, David (2006). *American Guestworkers: Jamaicans and Mexicans in the U.S. Labor Market*. Pennsylvania State University Press.
- Huennekens, Preston (2019, March 29). Latest Trump H-2B Increase Again Betrays American Workers. Center for Immigration Studies.
- Jordan, Miriam (2020, May 12). They Lost Their Jobs. Now They May Have to Leave the U.S. *New York Times*.
- Kluser, Jade (2019). The Lives of H-2B Workers in the Trump Era: An Anthropological Perspective on Immigration. *Journal of International Women's Studies*, 20 (2), 412-425.
- Milkman, Ruth (2020). *Immigrant Labor and the New Precariat*. Polity Press.
- Nabhan-Warren, Kristy (2021). *Meat Packing America: How Migration, Work, and Faith Unite and Divide the Heartland*. University of North Carolina Press.
- Ness, Immanuel (2011). *Guest Workers and Resistance to U.S. Corporate Despotism*. University of Illinois Press.
- Owens, Colleen, Meredith Dank, Amy Farrell, Justin Breaux, Isela Banuelos, Rebecca Pfeffer, Ryan Heitsmith, Katie Bright, and Jack McDevitt (2014, October 21). Understanding the Organization, Operation, and Victimization Process of Labor Trafficking in the United States. Urban Institute.
- Penn, Ben, and Genevieve Douglas (2021, April 20). Biden Agencies' Pact Boosts Seasonal Visas in Blow to Unions, *Bloomberg Law*.
- Samuel, William (2020, July 20). Letter Opposing Expansion of H-2A or H-2B Visa Programs. Legislative Alert.  
<https://aflcio.org/about/advocacy/legislative-alerts/letter-opposing-expansion-h-2a-or-h-2b-visa-programs>
- Sittig, Ann L., and Martha Florinda González (2016). The Mayans Among Us: Migrant Women and *Meatpacking on the Great Plains*. University of Nebraska Press.
- Southern Poverty Law Center [SPLC] (2013, February 19). Close to Slavery: Guestworker Program in the United States.
- Swain, Carol M., ed. (2018). *Debating Immigration*, 2nd edition. Cambridge University Press.
- Terry, William (2018). Precarity and Guest Work in U.S. Tourism: J-1 and H-2B Visa Programs.

- Tourism Geographies*, 20 (1), 85-106.
- U.S. Department of Labor, Employment and Training Administration [ETA] (2013-2021). H-2B Temporary Non-Agricultural Labor Certification Program - Selected Statistics.
- U.S. Department of Labor, Wage and Hour Division [WHD] (2021). Industries with High Prevalence of H-2B Workers.  
<https://www.dol.gov/agencies/whd/data/charts/industries-h2b-workers>
- U.S. Government Accountability Office [GAO] (2010, November 1). H-2B Visa Program: Closed Civil and Criminal Cases Illustrate Instances of H-2B Workers Being Targets of Fraud and Abuse. GAO-10-1053.
- U.S. Government Accountability Office [GAO] (2015, March). H-2A and H-2B Visa Programs: Increased Protections Needed for Foreign Workers. GAO-15-154.
- Woods, Joshua, and C. Damien Arthur (2017). *Debating Immigration in the Age of Terrorism, Polarization, and Trump*. Lexington Books.
- Zaveri, Mihir, and Emily S. Rueb (2019, April 8). U.S. Wants to Allow More Foreign Workers While Also Restricting Immigration. *New York Times*.
- 大沢秀介 (2014) 「アメリカにおける移民政策・移民法に関する一考察——最近のオバマ政権の移民改革の背景——」『法学研究』第 87 巻第 2 号。
- 小井土彰宏編 (2017) 『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析——』名古屋大学出版会。
- 田中研之輔 (2017) 『ルポ不法移民』岩波新書。
- 中島醸 (2015) 「アメリカ移民制度改革と労働組合——ゲストワーカー・プログラムをめぐる対立——(上)」『千葉商大紀要』第 53 巻第 1 号。
- 中島醸 (2016a) 「アメリカ移民制度改革と労働組合——ゲストワーカー・プログラムをめぐる対立——(下)」『千葉商大紀要』第 53 巻第 2 号。
- 中島醸 (2016b) 「移民政策——移民制度改革をめぐる党派対立と大統領令——」藤木剛康・河音琢郎編『オバマ政権の経済政策』ミネルヴァ書房。
- 中島醸 (2021) 「移民政策——移民労働力の重要性和深まる党派対立——」河崎信樹・河音琢郎・藤木剛康編『現代アメリカ政治経済入門』ミネルヴァ書房。
- 西山隆行 (2016) 『移民大国アメリカ』ちくま新書。

(原稿受付 2022 年 10 月 26 日)